



2005年10月26日 第2006-7号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

Tel 03-3451-2586

E-MAIL : [syakai@jam-union.or.jp](mailto:syakai@jam-union.or.jp)

参院厚生労働委員会

## 労働安全衛生法等改正法案可決

10月25日、参議院厚生労働委員会で、労働安全衛生法等改正案の審議が行われました。厚生労働委員会では、午前・午後の質疑を行った後、10項目の附帯決議を行い賛成多数で可決されました。同法案は10月26日の参議院本会議で採決される予定です。

### 津田議員質問に立つ

参院厚生労働委員会では、津田弥太郎議員が質問を行いました。

事業者の異なる労働者が混在する現場では、労働者の安全衛生の確保について、責任体制を明確にする必要があるため、労働安全衛生法では、元請、下請それぞれに管理責任者の選任を義務づけて、重層下請構造の下での安全衛生責任体制を明確にしています。しかし作業場を統括管理する「統括安全衛生責任者」の選任は建設業・造船業のみ義務付けられています。津田議員は製造業の元方事業者に対する統括安全衛生責任者の選任義務を求めました。

また、中小規模の事業所における労働安全衛生の重要性を述べ、安全衛生委員会の設置基準を見直し、常時30人以上の労働者を使用する事業所に委員会設置を義務付けるよう求めました。

さらに改正時短法の指針に年間総実労働時間1800時間を明記するよう主張しました。

これに対して、尾辻厚生労働大臣は次のように答弁しました。

①製造業の統括安全責任者選任義務について  
建設・造船業に比べて請負労働者も少なく一律に統括安全責任者を義務付けるまでのことではないと考える。しかし連絡調整を的確に行うには統括安全責任者に準じる者を置くことは有用なので、ガイドラインを作成して指導にあたりたい。

②安全衛生委員会の設置基準について  
労働政策審議会安全衛生分科会で、中小企業の安全衛生活動の実態を調査し、結果を踏まえて中小企業の安全衛生対策を指導する。

③年間総実労働時間1800時間の政府目標について  
一般労働者に限って1800時間の目標を継続すべきとの意見もあるが、裁量労働などが増え、数値目標は不要で労使による自主管理が重要という意見もある。労働政策審議会安全衛生分科会で指針を検討してもらうよう対処する。

### 【労働安全衛生法の改正ポイント】

- ①過重労働・メンタルヘルス対策（所定外労働時間月100時間以上の労働者に対し医師による面接指導を行う）
- ②健康情報の保護（特殊健康診断の結果も労働者への通知を義務付ける・個人情報の保護）
- ③化学物質管理の推進（危険性のある化学物質を譲渡・提供する場合名称等表示に加えて絵表示を追加する）
- ④危険・有害要因の特定、低減措置の推進
- ⑤製造業等の元方事業者は、労働者および関係請負人の混在する同一の場所における労災低減のため、作業間の連絡・調整、その他必要な措置を講ずること。